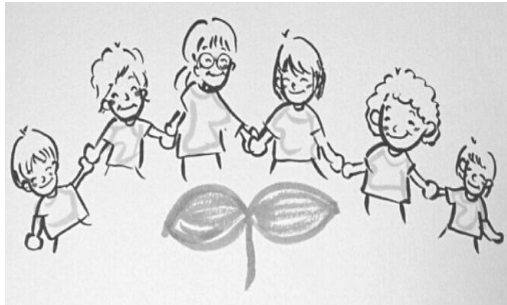


『こども被災者支援法』基本方針を閣議決定！ 私たちはあきらめません！

こども検診医療基金・関西から、『ニュースレター』をお届けいたします。三月の結成集会以降、皆さまから支援の声をお寄せいただき、心よりお礼申し上げます。一步一步、検診助成、相談会等の準備を進めてきました。



さて、2012年6月に制定された「子ども被災者支援法」の具体的な実効を求めて取り組みを進めてきましたが、10月11日、復興庁より出された「子ども被災者支援法」の基本方針案が政府によって閣議決定されました。

これで正式に基本方針が出されたこととなります。しかし、基本方針をつくる上で、5000通に及ぶパブコメが反映されたのか、当事者の声をきちんと聞いてきたか、またそれを反映させるようなプロセス、システムを作ってきたかどうか疑問視する声がたくさんあがってきています。

私たちが、まったく納得ができません。あきらめることはできません。

「子ども被災者支援法」には、毎年支援対象地域等の見直しをすることが盛り込まれています。すべてが終わったわけではありません。「こども基金」では、京都の市民運動の方々と連携して「署名運動」を進めます。署名用紙を同封いたしました。ご協力をお願いします。

☆11月末集約。

すべての子どもの「いのち」を守りたい

Mさん(東京→京都に避難移住)

福島原発事故後、2年半以上がたっても、なお汚染は広がり、深刻な状況にあるにもかかわらず「いのち」を最優先に考えない国の姿勢に心から失望しております。

母親として人として、子どもたちの「いのち」を守りたい。

以前はここを「健康に生きる権利・・・」と書きましたが、原発事故後2年半にして、甲状腺癌の子どもが43名。もはや「健康を守る」という生やさしい言い方では済まされず、「いのち」を守る、この言葉に願いは集約されます。

福島県や近県に住む子どもたち、東京都を含む関東圏に住む子どもたち、避難した子どもたち。また全国で内部被ばくの不安を抱える全ての子どもたちが、無償で健康診断を受ける医療体制を求めます。

福島県から避難した子どもたち、福島県外で高線量・低線量汚染された地域(東京都も入ります)に住む子どもたち、その地域から避難した子どもたちにも定期検診が必要です。

福島県内の子どもたちに対しても、本当に安心できる医療体制になっているのでしょうか。国が福島原発事故由来と認めていないとしても、既に43人の子どもの甲状腺癌が見つかり、手術した子どももいます。このことを大手マスコミは国民に何も伝えていません。

東京都に住む就学前の子どもたちの尿からセシウムが検出されている現実があります。まだまだ少ないとはいえ、子どもの尿中セシウム検査をする機関も増えつつあります。そして検出されている現状があります。

今後、どのように症状が表面化していくか分かりません。福島県内外を問わず、

子どもたちが継続的に検査を受けられる体制を整えることは急務であり、国の責任で行うべきです。

空間線量だけでなく、蓄積された土壌汚染・原発爆発時の高線量の汚染も含めた外部被ばく・内部被ばく、また風などで巻き上がった砂埃を吸引したり、汚染食品による内部被ばくもすべて含めるべきです。しかし、それを1人1人数値化することは不可能です。子どもの感受性もさまざまですから、まず全ての子どもたちの検診を行うべきです。また数年で検診結果データの焼却することをやめて、その人が生き続ける限り保存すべきです。検診者本人(保護者)にも全ての検診データを開示すべきです。そして、検診によって、さらなる治療が必要な場合は医療費を免除するべきです。

内部被ばくを防ぐ上では、食品の放射能測定は不可欠です。100 ベクレル/kgや50 ベクレル/kgと基準値が高すぎるために、意識の薄い(無い)食品業界、またそれを逆手にとった食品会社も存在します。

また教育者への「放射能安全データラメ教育」をやめ、現実に即した放射能教育を実施してください。今後数10年以上にわたり、この放射能問題を背負って生きることを余儀なくされた子どもたちの「いのち」を、真にまもる行動をとっていただきたいと思います。

この文章を母として、泣きながらかすかな願いをこめて書いていることを、どうかご想像ください。

人の声を聴くこと
汚染の真実を明らかにし
被曝している人を切り捨てないこと

Y さん(千葉県→京都に避難移住)

2013年10月に閣議決定された支援法の基本方針を受け、「被災当事者の意見を聴かず、内容決定の過程が不透明であること」「一定の線量基準を定めず、支援対象地域を33市町村のみにしたこと」「避難の権利が尊重されていない内容であること」等、私は大変憤っています。

●策定の手続きが間違っています！

まず2013年8月に発表された基本方針(案)策定について、根本復興大臣は会見で「原子力規制委員会に対し、帰還に向け、線量水準に応じた防護措置に関する科学的な検討を依頼した。これを参考に支援法の線量基準の考え方をまとめたい」「有識者ヒヤリングや各種モニタリング等、関係者間で意見交換をした」と発言しています。この手続き自体が、支援法に反しています。

支援法の(意見の反映等)第14条には、「国は、第8条から前条までの施策の適切な実施に資するため、当該施策の具体的な内容に被災者の意見を反映し、当該内容を定める過程を被災者にとって透明性の高いものとするために必要な措置を、講ずるものとする」とあります。

原子力規制委員会や有識者ヒヤリングではなく、「被災者の声を聴くこと」が最優先のはずです。福島県と東京都2箇所のみで実施された「説明会」ではなく、広域避難者が各地で参加し意見を述べる「公聴会」を復興庁が実施し、その意見を取り入れること。基本方針案の作成には策定委員会を設置し、各地の被災者と支援者が委員として必ず参加すること。その案をパブリックコメントにかけること等が、本来の支援法に則った手続きだと思います。

●切り捨ては許されません！

東日本では福島県をはじめ、東北各地や首都圏を含む関東各地等、広域に放射能汚染が広がっており、途方もなく多くの人たちが被曝を強いられています。事故直後の初期被曝は、当時の空間線量や隠ぺいされたSPEEDIの映像からも相当な量であり、現在までの積算被曝量も無視してはなりません。外部被曝のみでなく、呼吸や飲食からの内部被曝もあるのです。

(目的)第1条では、「放出された放射性物質が広く拡散していること、当該放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分解明されていないこと等のため、一定の基準以上の放射線量が計測される地域に居住し、又は居住していた者及び政府による避難に係る指示により避難を余儀なくされている者並びにこれらの者に準ずる者が、健康

上の不安を抱え、生活上の負担を強いられており、その支援の必要性が生じていること及び当該支援に関し特に子どもへの配慮が求められていることに鑑み、子どもに特に配慮して行う被災者の生活支援等に関する施策の基本となる事項を定める」とあります。

支援対象地域を狭め、被曝している多くの人たちを切り捨てることは許されないので。一人ひとりの積算被曝量を特定できない中、文科省の航空機モニタリングだけでなく、日本各地で実測での空間線量調査(sv/h)と土壤汚染調査(bq/m²)を行うことで、汚染の真実を明らかにすることが必要です。空間線量と土壤汚染は必ずしも比例しません。空間線量が低くても、土壤汚染が高い場合があります。この調査をもとに「チェルノブイリの法的汚染区域区分」を参考として、支援対象地域や基本方針、各施策を決定することが必要だと思えます。ヨウ素やセシウムだけでなく、ストロンチウム等、他核種の汚染調査も詳細に実施すべきです。

調査は国と各自治体、市民が協働して実施することも重要です。汚染場所を熟知しており、ツールを持つ自治体や団体もあります(市民測定所での土壤測定やホットスポットファインダーでの測定等)。成立から1年数カ月もの間、支援法を放っておいた時間と比較すれば、短時間で出来るはずです。

●チェルノブイリに学ぶことが大切です！

また、前述の復興庁と関係者間の意見交換では「20msv や 1msv といった線量水準は、安全と危険の境界を意味するものではない」「100msv 以下の健康影響は小さい」とあります。

なぜ、政府はチェルノブイリに学ばないのででしょうか。「チェルノブイリ法」では、年間 1msv～5msv 以上の地域は「避難の権利区域」として、国の支援のもとに移住できることになっています。また年間 1ミリシーベルト以下でも、胎児や子どもを中心に、がんを含めた様々な病気など、健康影響のリスクがあるとされているのです。

チェルノブイリ事故は実際に起こったことであり、机上の理論とは全く現実性が異なります。各地の被災者の声と共に、ベラ

ルーシやウクライナの人たちの声を聴かず、旧ソ連政府がどのように対応したか学ばない日本国政府は、国民の命をないがしろにしています。

支援法は誰のための、何のための法律なのでしょう。政府の都合のためではなく「被曝した人の命と生活を守るため」そして「全国の子どもの妊婦を守るため」の法律です。「支援法」と「チェルノブイリ法」は、命と生活を守る共通した目的をもっています。支援法の目的を実現するために、日本はチェルノブイリに学ぶべきなのです。

●「分断」を乗り越えよう！

また根本復興大臣は「同じ自治体でも放射線量に高低差がある。画一的に放射線量の数値を定めれば、地域を分断することになりかねないので、支援対象地域の決定に一定程度の幅を持たせた」と発言しています。

(基本理念)第2条第2項では、「被災者生活支援等施策は、被災者一人一人が第八条第一項の支援対象地域における居住、他の地域への移動及び移動前の地域への帰還についての選択を自らの意思によって行うことができるよう、被災者がそのいずれを選択した場合であっても適切に支援するものでなければならない」としています。

「基準の放射線量を決めてしまうこと」自体が地域分断の理由ではなく、政府が被災者の意見を聴かず決めてしまうこと。そして汚染されていても支援対象地域から外され、支援への自己決定が出来ないことが、分断を生むのではないのでしょうか。被災者が意見を述べ、自分の意思で支援の選択をし、お互いの選択を尊重することで分断を乗り越えていく。その歩みを創り、心の力を活かせるのが支援法だと思います。また今回の基本方針は、避難の権利を保障した支援が殆どありません。居住すること、帰還することと共に、自らの意思で選択した避難の権利を尊重し、新規の避難や避難生活が継続出来るような具体的施策の実現が必要です。

●いのちを最優先に支援法の実現を！

汚染地域では、すぐ身近にある放射能に怯え、悩み、闘いながら、必死で子どもを守る人たちがいます。そして、放射能汚

染を口に出せない苦しい毎日を送る人たちがいます。避難先では大切な人たちと離れ、地域で孤立し、心と身体そして生活の再建が進まず、それでも子どもを守りながら避難生活の辛さに耐え忍ぶ人たちがいます。そんな人たちに寄り添い、共に歩んでくださる人たちも、力を振り絞っています。心の分断や会いたい人に会えない、失ったものを取り戻せない、そんな悲しみや苦しみを生んでいること。そして、人と人が手をつなぐことさえも阻む「真実の隠ぺい」。それが原発事故の大きな罪です。被曝した人たちの心や身体、生活に何が起きているのか。それを知るこ

とが原発事故による汚染の真実であり、支援法の理念の源ではないでしょうか。

「真実」とは嘘のない、隠ぺいされない、起きていた事象そのものです。そして人としてとるべき本当の行動ではないでしょうか。この「真実」しか、子どもたちの命と未来を守ることは出来ないと、私は思います。

政府が人の声を聴き、真実を道しるべとして、命を最優先にした支援法の実現を強く訴えます。そして「声に出せない、声なき苦しみの声」がなくなるよう、悩み 苦しき 悲しみにうち震える人たちの心が、支援法により希望を見出せるよう、心から望みます。

☆ 伝言板 ☆

☆ 検診助成について:

今年は、関西(京都府下)に避難移住されている20歳未満のお子さんが対象です。まだ一度も受診されてない方を優先させていただきますが、すでに診察をされている方でも、再診を希望され受診された方も、一度ご相談ください。

☆ ほっこり相談会:

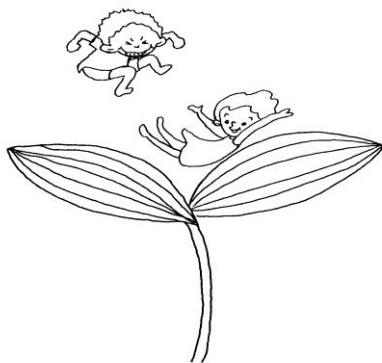
顧問の医師を中心にした相談会を開催しています。次回は12月中旬の予定です。予約制です。相談を希望される方はご連絡ください。お待ちしております。

☆ 子ども・被災者支援法の幅広い適用と具体的な施策の実施を求める請願署名:

原発事故の被害者を直視してほしい。被害者の声を聞いた支援法の適用をしてほしい。そして、賠償の時効問題の抜本的な解決を求める請願署名の賛同団体として、署名運動に取り組んでいます。ご協力をお願いいたします。11月末集約。

☆ こども基金・クリアファイル作成!

昨年6月制定された「子ども被災者支援法」。政府は1年以上放置し、予算をつけることも施策として具体化することもありませんでした。一方、私たちも支援法の内容を知らないままではないでしょうか。今回作成したクリアファイルには、大きな双葉の上で遊ぶ子どもたち姿と、支援法基本理念を描きました。こどもたちに豊かな未来を届けたい、そんな願いを込めました。1枚 100円です。注文受付中!



こども検診医療基金・関西

〒600-8127

京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町 83-1

京都市市民活動総合センターメールボックスNo.16

TEL 070-5043-3289

Mail info@kodomokenshin.com

ゆうちょ銀行

振込口座 00970 2 302138

他行から 099 当座 0302138

口座名 子ども検診医療基金・関西